

5 許可の基準（許可を受けるための要件）

(1) 許可要件

許可を受けるためには、一般建設業、特定建設業の区分ごとに下表の項目に掲げるすべての要件を満たしていなければなりません。

（許可要件の詳細な説明は、P 19～24を参照してください。）

	項 目	一 般 建 設 業	特 定 建 設 業
① 経営業務の管理を適正に行うに足りる能力	(1)右のいずれかに該当するものであること。	<p>〔法第7条第1号〕 〔規則第7条第1号〕</p> <p>イ 常勤役員等のうち1人が次のいずれかに該当する者であること</p> <p>(1) 建設業に関し5年以上経営業務の管理責任者としての経験を有する者</p> <p>(2) 建設業に関し5年以上経営業務の管理責任者に準ずる地位にある者（経営業務を執行する権限の委任を受けた者に限る。）として経営業務を管理した経験を有する者</p> <p>(3) 建設業に関し6年以上経営業務の管理責任者に準ずる地位にある者として経営業務の管理責任者を補佐する業務に従事した経験を有する者</p> <p>ロ 常勤役員等のうち1人が次のいずれかに該当する者であって、かつ、財務管理の業務経験（許可を受けている建設業者にあつては当該建設業者、許可を受けようとする建設業を営む者にあつては当該建設業を営む者における5年以上の建設業の業務経験に限る。以下このロにおいて同じ。）を有する者、労務管理の業務経験を有する者及び業務運営の業務経験を有する者を当該常勤役員等を直接に補佐する者としてそれぞれ置くものであること。</p>	<p>〔法第15条第1号〕</p> <p>同 左</p>

項	目	一 般 建 設 業	特 定 建 設 業
		<p>(1) 建設業に関し，2年以上役員等としての経験を有し，かつ，5年以上役員等又は役員等に次ぐ職制上の地位にある者（財務管理，労務管理又は業務運営の業務を担当するものに限る。）としての経験を有する者</p> <p>(2) 5年以上役員等としての経験を有し，かつ，建設業に関し，2年以上役員等としての経験を有する者</p>	<p>〔法第15条第1号〕</p> <p>同 左</p>
①	<p>① 経営業務の管理を適正に行うに足りる能力</p> <p>(2) 次のいずれにも該当する者であること。</p>	<p>〔法第7条第1号〕 〔規則第7条第2号〕</p> <p>イ 健康保険法第3条第3項に規定する適用事業所に該当する全ての営業所に関し，健康保険法施行規則第19条第1項の規定による届書を提出した者であること。</p> <p>ロ 厚生年金保険法第6条第1項に規定する適用事業所に該当する全ての営業所に関し，厚生年金保険法施行規則第13条第1項の規定による届書を提出した者であること。</p> <p>ハ 雇用保険法第5条第1項に規定する適用事業の事業所に該当する全ての営業所に関し，雇用保険法施行規則第141条第1項の規定による届書を提出した者であること。</p>	<p>〔法第15条第1号〕</p> <p>同 左</p>

項 目	一 般 建 設 業	特 定 建 設 業
<p>② 専任技術者</p> <p>すべての営業所に、右のいずれかに該当する専任の技術者がいること。</p>	<p>〔法第7条第2号〕</p> <p>許可を受けようとする建設業に係る建設工事に関し、次に掲げるいずれかに該当する者</p> <p>イ 高等学校、専門学校又は中等教育学校の指定学科卒業後5年以上、大学又は高等専門学校の指定学科卒業（専門職大学の指定学科前期課程修了を含む）後3年以上の実務経験を有する者。専門学校の指定学科を卒業した後3年以上の実務経験を有する者で、専門士又は高度専門士を称する者※1（指定学科については、P79参照してください。）</p> <p>ロ 10年以上の実務経験を有する者</p> <p>ハ イ、ロに掲げる者と同等以上の知識及び技術又は技能を有すると認められた者で、具体的には、次の①又は②に該当する者</p> <p>① 指定学科に関し、旧実業学校卒業程度検定に合格後5年以上、旧専門学校卒業程度検定に合格後3年以上の実務経験を有する者</p> <p>② P109～110の表の資格区分中「○」、「◎」に該当する者</p>	<p>〔法第15条第2号〕</p> <p>許可を受けようとする建設業に係る建設工事に関し、次に掲げるいずれかに該当する者</p> <p>イ P109～110の表の資格区分中「◎」に該当する者</p> <p>ロ 法第7条第2号イ、ロ又はハに該当し、かつ元請として4,500万円以上の工事（平成6年12月28日前にあっては3,000万円以上、昭和59年10月1日前にあっては1,500万円以上）について2年以上の指導監督的な実務経験を有する者</p> <p>ハ 国土交通大臣が、イ又はロに掲げる者と同等以上の能力を有すると認めた者</p> <p>※ 指定建設業については、上記のイ又はハに該当する者であること。</p> <p>〔指定建設業〕</p> <p>土木工事業、建築工事業、電気工事業、管工事業、鋼構造物工事業、舗装工事業、造園工事業をいう。</p>
<p>③ 誠実性</p> <p>請負契約に関し、不正又は不誠実な行為をするおそれがないこと。</p>	<p>〔法第7条第3号〕</p> <p>当該法人、その役員等※2、個人事業主、支配人、支店長、営業所長が左に該当すること</p>	<p>〔法第15条第1号〕</p> <p>同 左</p>
<p>④ 財産的基礎等</p> <p>請負契約を履行するに足る財産的基礎又は、金銭的信用を有すること。</p>	<p>〔法第7条第4号〕</p> <p>次のいずれかに該当すること。</p> <p>(1) 自己資本の額が500万円以上であること。</p> <p>(2) 500万円以上の資金を調達する能力があること。</p> <p>(3) 許可申請直前の過去5年間許可を受けて継続して営業した実績があること。</p>	<p>〔法第15条第3号〕</p> <p>次のすべての要件に該当すること。</p> <p>(1) 欠損の額が資本金の額の20%を超えていないこと。</p> <p>(2) 流動比率が75%以上であること。</p> <p>(3) 資本金の額が2,000万円以上であること。</p> <p>(4) 自己資本の額が4,000万円以上であること。</p>

※1 専門士とは専修学校の専門課程の修了者に対する専門士及び高度専門士の称号の付与に関する規定（平成6年文部省告示第84号）第2条、高度専門士とは同告示第3条に規定のものを指します。

項 目	一般建設業・特定建設業に共通
⑤ その他	<p style="text-align: center;">【法第8条】</p> <p>許可申請書若しくはその添付書類中の重要な事項について虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているとき、又は、法人にあっては当該法人が、個人にあっては個人事業主（営業に関し成年者と同一の能力を有しない未成年者に対する法定代理人（法人である場合においては当該法人）を含む。）が次のいずれかに該当するとき、若しくは法人にあってはその役員等※²又は建設業法施行令第3条に定める使用人が、個人にあっては建設業法施行令第3条に定める使用人又は未成年者に対する法定代理人が法人である場合のその役員等が、次の(1)から(5)、(7)、(8)又は(9)のいずれかに該当するときは、許可を受けることはできない。</p> <p>(1) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者</p> <p>(2) 心身の故障により建設業を適正に営むことができない者（精神の機能の障害により建設業を適正に営むに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者）</p> <p>(3) ①不正な手段により許可を受けたこと、②指示処分などの対象に該当する場合で情状が特に重いこと、③営業停止処分に従わないことにより許可を取り消されて5年を経過しない者</p> <p>(4) 上記（3）の場合で、許可の取消処分に係る聴聞の通知の日以降に廃業届を提出し、その届出の日から5年を経過しない者</p> <p>(5) 上記（4）の廃業届を提出した場合において、許可の取消処分に係る聴聞の通知の前日60日以内に、役員、支配人、支店長等であった者で、その届出の日から5年を経過しない者</p> <p>(6) 建設業の営業の停止を命ぜられ、その停止の期間が経過しない者</p> <p>(7) 許可を受けようとする建設業について、営業を禁止されており、その禁止の期間が経過しない者</p> <p>(8) 次に該当する者で、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者</p> <p>① 禁錮以上の刑に処せられた者</p> <p>② 建設業法の規定に違反し、罰金の刑に処せられた者</p> <p>③ 建築基準法、宅地造成等規制法、景観法、都市計画法、労働基準法、職業安定法若しくは労働者派遣法のうち政令で定める規定に違反して罰金の刑に処せられた者</p> <p>④ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の規定に違反し、罰金の刑に処せられた者</p> <p>⑤ 刑法第204条（傷害）、第206条（現場助勢）、第208条（暴行）、第208条の3（凶器準備集合及び結集）、第222条（脅迫）、第247条（背任）若しくは暴力行為等処罰に関する法律の罪を犯したことにより、罰金の刑に処せられた者</p> <p>(9) 暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者</p> <p>(10) (9)のものが、その事業活動を支配する者</p>

※2 「役員等」とは、業務を執行する社員、取締役、執行役若しくはこれらに準ずる者又は相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役若しくはこれらに準ずる者と同様以上の支配力を有する者と認められる者

(2) 許可要件の説明

① 「経營業務の管理を適正に行うに足る能力」について

(1) 「常勤役員等」とは、法人である場合においてはその役員のうち常勤であるもの、個人である場合にはその者又はその支配人をいい、「役員」とは、業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいいます。

「業務を執行する社員」とは、持分会社の業務を執行する社員をいい、「取締役」とは、株式会社の取締役をいい、「執行役」とは、指名委員会等設置会社の執行役をいいます。

「支配人」とは、営業主に代わって、その営業に関する一切の裁判上又は裁判外の行為をなす権限を有する使用人をいい、これに該当するか否かは、商業登記の有無を基準として判断します。

また、「これらに準ずる者」とは、法人格のある各種組合等の理事等をいい、執行役員、監査役、会計参与、監事及び事務局長等は原則として含みませんが、業務を執行する社員、取締役又は執行役に準ずる地位にあつて、許可を受けようとする建設業の経營業務の執行に関し、取締役会の決議を経て取締役会又は代表取締役から具体的な権限委譲を受けた執行役員等については、含まれるものとします。

なお、常勤役員等は、営業所に常勤していなければなりません。

ア 「常勤」とは、原則として本社、本店等において休日その他勤務を要しない日を除き、一定の計画のもとに毎日所定の時間中、その職務に従事している状態をいいます。

なお、宅地建物取引士、管理建築士等他の法令により専任を要するとされる者とを兼ねることはできません。ただし、同一営業体で、かつ同一の営業所である場合は、両者を兼ねることができます。

また、他者の常勤職員、他の法人の清算人、国又は地方公共団体の議会議員は、常勤性・専任性に欠けるため常勤役員等としては認められません（建設業法施行令第3条の使用人も同様）。

イ 「建設業に関し」とは、全ての建設業の種類をいい、業種ごとの区別はなく、全て建設業に関するものとして取り扱います。

ウ 「経營業務の管理責任者としての経験を有する者」とは、業務を執行する社員、取締役、執行役若しくは法人格のある各種の組合等の理事等、個人の事業主又は支配人その他支店長、営業所長等営業取引上対外的に責任を有する地位にあつて、経營業務の執行等建設業の経營業務について総合的に管理した経験を有する者をいいます。

エ 「**経營業務の管理責任者に準ずる地位にある者（経營業務を執行する権限の委任を受けた者に限る。）**」とは、取締役会設置会社において、取締役会の決議により特定の事業部門に関して業務執行権限の委譲を受ける者として選任され、かつ、取締役会によって定められた業務執行方針に従って、代表取締役の指揮および命令のもとに、具体的な業務執行に専念した経験をいいます。

オ 経營業務を補佐した経験（以下「**補佐経験**」という。）とは、経營業務の管理責任者に準ずる地位（業務を執行する社員、取締役、執行役若しくは法人格のある各種の組合等の理事等、個人の事業主又は支配人その他支店長、営業所長等営業取引上対外的に責任を有する地位に次ぐ職制上の地位にある者）にあって、許可を受けようとする建設業に関する建設工事の施工に必要とされる資金の調達、技術者及び技能者の配置、下請業者との契約の締結等の経營業務全般について、従事した経験をいいます。（補佐経験を認める際の基準については、P 7 7 「経營業務の管理責任者の補佐経験について」を参照してください。）

カ 「**財務管理の業務経験**」とは、建設工事を施工するにあたって必要な資金の調達や施工中の資金繰りの管理、下請業者への代金の支払いなどを行う部署におけるこれらの業務経験をいいます。

「**労務管理の業務経験**」とは、社内や工事現場における勤怠の管理や社会保険関係の手続きを行う部署におけるこれらの業務経験をいいます。

「**業務運営の経験**」とは、会社の経営方針や運営方針を策定、実施する部署におけるこれらの業務経験をいいます。

これらの経験は、常勤役員等を直接に補佐する者になろうとする建設業を営む者の経験に限られます。（他社での経験は不可）

「**直接に補佐する**」とは、常勤役員等との間に他の者を介在させることなく、組織体系上及び実態上当該常勤役員等から直接指揮命令を受け業務を行うことをいいます。

キ 経験年数は、連続していることは必要でなく、通算して5年又は6年あればよく、期間の計算は、次のとおり片落しで行います。

例)

A 工務店事業主	平成19年4月～平成24年3月	4年 1 1月
AI工務店(株)代表取締役	平成26年4月～平成27年5月	<u>1年 1月</u>
		計 6年 0月

(2) 社会保険の加入について

「**営業所**」は建設業法第3条に規定する営業所（本店又は支店若しくは常時請負契約を締結する事務所）であり、健康保険法第34条又は厚生年金保険法第8条の2などの規定によりにより、二以上の適用事業所が一の適用事業所とされたことにより適用事業でなくなったものとみなされた営業所は当然ここで

いう「適用事業所」には含まれません。

また、雇用保険については、労働保険の保険料の徴収等に関する法律第9条の継続事業の一括の手続きにより一の事業とみなされた事業に係る一の事業の事業所以外の事業所である営業所についてもここでの「適用事業の事業所」には該当しません。

② 「専任技術者」について

「専任の技術者」とは、建設工事の施工に関する一定の資格又は経験を有する技術者で、その営業所ごとに専任である者をいいます。

「専任」の者とは、その営業所に常勤して専らその職務に従事することを要する者をいいます。

ア 経營業務の管理に必要な「常勤役員等」と「専任技術者」との双方の基準を満たしている者は同一営業所内において両者を一人で兼ねることができます。

イ 同一営業所内において、2以上の業種の許可を申請する場合、P17の各基準を満たしている者は、複数の業種の専任技術者を兼ねることができます。

ウ 専任技術者は、宅地建物取引士、管理建築士等他の法令により専任性を要するとされる者とを兼ねることはできません。ただし、同一営業体で、かつ同一の営業所である場合は、両者を兼ねることができます。

また、他者の常勤職員、他の法人の清算人、国又は地方公共団体の議会議員は、常勤性・専任性に欠けるため専任技術者としては認められません。

エ 「**実務経験**」とは、許可を受けようとする建設工事に関する技術上の経験をいいます。具体的には、実際に建設工事の施工に携わった経験及び建設工事の施工を指揮、監督した経験をいいます。なお、この経験には請負人の立場における経験のみならず、建設工事の発注者側において設計に従事した経験や現場監督技術者としての経験も含まれます。ただし、工事現場の単なる雑務や事務の仕事に関する経験は含まれません。また、一式工事の中から専門工事を抜き出した経験及び附帯工事の経験も、実務の経験として認めていません（ただし、電気通信工事を除く。）。

実務経験の期間は、当該一業種の建設工事に係る経験期間を積み上げ合計して得た期間とし、経験期間が重複しているものにあつては他の業種として二重に計算できません。ただし、業種によっては、実務経験年数の緩和措置が適用される場合があります。（詳しくは、P80～81「専任技術者の実務経験の緩和について」を参照してください。）

平成28年5月31日までにとび・土工工事業許可で請け負った解体工事に係る実務の経験の期間については、平成28年6月1日以降、とび・土工工事業及び

解体工事業双方の実務の経験の期間として二重に計算できます。

建設リサイクル法施行（平成 12 年 11 月 30 日）後の解体工事に係る経験は、とび・土工工事業許可又は建設リサイクル法に基づく解体工事登録で請け負ったものに限り経験期間に算入します。

オ 「**指導監督的実務経験**」とは、建設工事の設計又は施工の全般について、工事現場主任や工事現場監督のような指導的な立場で工事の技術面を総合的に指導・監督した経験をいいます。なお、この経験は、発注者から直接請け負った建設工事に係るものに限られており、発注者側における経験、下請負人として請け負った建設工事に係る実務経験は含まれません。

カ 「**指定建設業**」で特定建設業の許可を受ける場合、専任技術者は、一級の国家資格、技術士の資格を持った者又は国土交通大臣が認定した者（大臣特認）でなければなりません。（P 109, 110「専任技術者（になることができる）資格・免許コード番号一覧表」参照してください。）

※ **指定建設業** … 次の 7 業種は、施工技術の総合性等を考慮して、「指定建設業」と定められています。

〔指定建設業の 7 業種〕

土木工事業	建築工事業	電気工事業	管工事業
鋼構造物工事業	舗装工事業	造園工事業	

③ 「誠実性」について

申請者が法人である場合においては、当該法人又はその非常勤役員を含む役員等（「役員等」は、P 18 ※ 2 参照）、支配人及び営業所の代表者が、申請者が個人である場合においては、その者、支配人及び営業所の代表者が、次に掲げる行為をするおそれが明らかな者でないことが必要です。

ア 不正な行為 … 請負契約の締結又は履行の際における詐欺、脅迫、横領等の法律に違反する行為

イ 不誠実な行為 … 工事内容、工期、天災等不可抗力による損害の負担等について請負契約に違反する行為

※ 上記の者が、建築士法、宅地建物取引業法等の規定により不正又は不誠実な行為を行ったことにより免許等の取消処分を受け、その最終処分の日から 5 年を経過しない者である場合は、原則としてこの基準を満たさないものとして取り扱います。

④ 「財産的基礎等」について

この判断は、許可申請時の直前の決算期における財務諸表によるものとし、営業開始の後、決算期が未到来の場合には、法人にあっては創業時の財務諸表によるものとしています。

ア 「自己資本」とは、

- ・ 法人にあっては、貸借対照表の純資産合計の額を、
- ・ 個人にあっては、貸借対照表の期首資本金、事業主借勘定及び事業主利益の合計額から事業主貸勘定の額を控除した額に負債の部に計上されている利益留保性の引当金及び準備金の額を加えた額をいいます。

イ 一般建設業における「資金を調達する能力」については、担保とすべき不動産を有していること等により、金融機関等から借り入れる等調達する能力があるか否かで判断されます。新規申請等の際には、申請日前30日以内の日時点における取引金融機関発行の500万円以上の預金残高証明書、融資可能証明書（いずれも申請者名義のもの）等の添付が必要となります。（ただし、上記アでいう自己資本が500万円以上あれば、添付の必要はありません。）

ウ 「欠損の額」とは、

- ・ 法人にあっては、貸借対照表の繰越利益剰余金が負である場合にその額が資本剰余金、利益準備金及びその他利益剰余金（準備金、積立金）の合計額を上回る額を、
- ・ 個人にあっては、貸借対照表の事業主損失が事業主借勘定の額から事業主貸勘定の額を控除した額に負債の部に計上されている利益留保性の引当金及び準備金を加えた額を上回る額をいいます。

エ 「流動比率」とは、貸借対照表の流動資産を流動負債で除して得た数値に100を乗じた数をいいます。

オ 「資本金」とは、

- ・ 法人にあっては、株式会社の払込資本金、持分会社等の出資金額（貸借対照表の資本金）を、
- ・ 個人にあっては、貸借対照表の期首資本金をいいます。

カ 「特定建設業の財産的基礎」は、一般建設業の許可基準よりも厳格な基準となっており、申請時直近の貸借対照表において、次の全ての事項に該当していることが必要です。

事 項	内 容
欠 損 比 率	欠損の額が資本金の額の20%を超えていないこと。
流 動 比 率	75%以上であること。
資 本 金 の 額	2,000万円以上であること。
自 己 資 本 の 額	4,000万円以上であること。

[参考：特定建設業の財産的基礎確認に係る計算式]

	法 人	個 人
① 欠損比率 (※)	$\frac{\text{繰越利益剰余金の負の額（正の額に置換え）} - (\text{資本剰余金} + \text{利益準備金} + \text{その他利益剰余金（準備金，積立金）})}{\text{資 本 金}} \times 100 \leq 20\%$	$\frac{\text{事業主損失（正の額に置換え）} - (\text{事業主借勘定} - \text{事業主貸勘定} + \text{利益保留性の引当金} + \text{準備金})}{\text{資 本 金}} \times 100 \leq 20\%$
② 流動比率	$\frac{\text{流動資産合計}}{\text{流動負債合計}} \times 100 \geq 75\%$	$\frac{\text{流動資産合計}}{\text{流動負債合計}} \times 100 \geq 75\%$
③ 資本金の額	資 本 金. $\geq 2,000$ 万円	期首資本金. $\geq 2,000$ 万円
④ 自己資本の額	純資産合計 $\geq 4,000$ 万円	(期首資本金+事業主借勘定+事業主利益) -事業主貸勘定+利益保留性の引当金+準備金 $\geq 4,000$ 万円

※ 繰越利益剰余金がある場合や資本剰余金，利益準備金及びその他利益剰余金(準備金，積立金)の合計が繰越利益剰余金の負の額を上回る場合には上記の計算式を使う必要はありません。